

平成27年6月23日
関東森林管理局

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

1 指名停止措置対象業者名及び住所
横山木材有限会社
長野県松本市大字岡田伊深243-1

2 指名停止期間 自 平成27年6月24日
至 平成27年9月23日（3ヵ月間）

3 指名停止の理由

横山木材有限会社は、平成26年4月22日付けで中部森林管理局中信森林管理署長と契約した「製品生産請負事業（素材生産 奈川第一7）」の請負契約において、事業期間内及び延長期間内に事業完了することが出来なかったことから、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第46条第1項第2号により、平成27年3月13日付けをもって、中信森林管理署長より同契約の解除が行われた。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日59林野経第156号）別表第2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不適當であると認められるため。

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149
担当：専門官